

政策会議付議事案書（令和5年7月18日）

提案課名 こども育成課

報告者名 長島 秀樹

事案名	秦野市放課後児童ホームに関する条例の一部を改正することについて	資料 有
目的・必要性	<p>本市では、平成27年4月の児童福祉法改正以後、利用者等からの放課後児童ホームの対象学年拡大の要望等を踏まえ、令和6年度の対象学年拡大（5・6年生の受入れ）に向けた「放課後児童ホーム対象学年拡大に係る実施方針」を令和4年7月に策定し、放課後児童支援員の人材育成、放課後児童コーディネーターの設置、民間学童との情報共有や連携強化等を行い、全児童ホームで6年生までの受入れが可能となるよう、準備を進めてきました。</p> <p>今年度は、末広小学校児童ホームにおいて、6年生までの受入れを試行的に実施し、末広児童ホームの運営状況等について検証を進めているところであり、現時点で、年度当初・夏休みの申込状況や運営における問題等はなく、円滑に運営できている状況にあります。</p> <p>また、対象学年拡大により、定員を大幅に超え、児童ホームが利用できない児童を出さないよう、継続的に関係機関と協議し、環境整備を図っているところです。</p> <p>このことから、令和6年度から放課後児童ホームの対象学年を拡大するため、「秦野市放課後児童ホームに関する条例」の一部を改正するものです。</p>	
経過・検討結果	<p>平成31年3月～現在      放課後児童に関する事業のあり方庁内検討委員会での検討（合計15回開催）</p> <p>令和4年6月9日          校長会（対象学年拡大に向けたスケジュール案を説明）</p> <p>    "    6月17日          教育委員会会議（対象学年拡大に向けたスケジュール案を説明）</p> <p>    "    7月19日          「放課後児童ホーム対象学年拡大に係る実施方針」を政策決定</p> <p>    "    8月及び12月      民間学童との意見交換</p> <p>    "    9月20日          放課後児童支援員研修の実施</p> <p>令和5年4月1日          末広小学校児童ホームにおける対象学年拡大を試行実施</p> <p>    "                      放課後児童コーディネーターの設置</p> <p>    "    5月8日          「放課後児童ホーム対象学年拡大の影響を踏まえた各児童ホームの運営体制等」について政策決定</p>	

	令和5年7月6日 放課後児童支援員研修の実施 " 7月11日 民間学童との意見交換
決定等を要する事項	放課後児童ホームに入室できる児童を小学6年生までとするため「秦野市放課後児童ホームに関する条例」の一部を改正すること。
今後の取扱い	令和5年9月 条例改正 " 10月 令和6年度対象学年拡大の周知 " 放課後児童支援員研修 " 11月 令和6年度申込受付開始 令和6年4月 対象学年拡大の実施

議案第 号

秦野市放課後児童ホームに関する条例の一部を改正することについて

秦野市放課後児童ホームに関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 9 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

放課後児童ホームに入室できる児童を小学 6 年生までに拡大するとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

## 秦野市放課後児童ホームに関する条例の一部を改正する条例

秦野市放課後児童ホームに関する条例（平成 23 年秦野市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条各号列記以外の部分中「第 4 学年」を「第 6 学年」に改める。

第 12 条本文中「すでに」を「既に」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。  
（施行日前における入室の手続）
- 2 第 5 学年及び第 6 学年の児童に係る入室の手続は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

## 議案第 号 秦野市放課後児童ホームに関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>(児童ホームに入室できる児童)</p> <p>第4条 児童ホームに入室できる児童は、本市に住所を有し、かつ、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の第1学年から第6学年までに在学しているもののうち、次の各号のいずれかに該当することにより、昼間家庭において、健全な育成のための措置を受けることができないと認められるものとする。</p> <p>(1)－(3) (略)</p> <p>(利用料の不還付)</p> <p>第12条 既に納付された利用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>(施行日前における入室の手続)</p> <p>2 第5学年及び第6学年の児童に係る入室の手続は、この条例の施行の前においても行うことができる。</p>	<p>(児童ホームに入室できる児童)</p> <p>第4条 児童ホームに入室できる児童は、本市に住所を有し、かつ、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の第1学年から第4学年までに在学しているもののうち、次の各号のいずれかに該当することにより、昼間家庭において、健全な育成のための措置を受けることができないと認められるものとする。</p> <p>(1)－(3) (略)</p> <p>(利用料の不還付)</p> <p>第12条 <u>すでに</u>納付された利用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>

秦野市放課後児童ホームに関する条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の経過

本市では、平成27年4月の児童福祉法改正以後、利用者等からの放課後児童ホームの対象学年拡大の要望等を踏まえ、令和6年度の対象学年拡大（5、6年生の受入れ）に向けた「放課後児童ホーム対象学年拡大に係る実施方針」を令和4年7月に策定し、放課後児童支援員の人材育成、放課後児童コーディネーターの設置、民間学童との情報共有や連携強化等を行い、全児童ホームで6年生までの受入れが可能となるよう、準備を進めてきました。

今年度は、末広児童ホームにおいて、6年生までの受入れを試行的に実施し、同児童ホームの運営状況等について検証を行い、年度当初・夏休みの申込状況や運営における問題等が生じることなく、円滑に進めることができました。

また、対象学年拡大により、定員を大幅に超え、児童ホームが利用できない児童を出さないよう、継続的に関係機関と協議し、環境整備を図っているところです。

このことから、令和6年度から放課後児童ホームの対象学年を拡大するための改正を行うものです。

## 2 末広児童ホームの検証結果

### (1) 5、6年生の申込状況

年度当初には5年生12人、6年生1人の申込みがあり、加えて、夏休みに5年生3人の申込みがありました。対象学年拡大による利用児童の増加数については、5年生は前年度の4年生21人のうち50%（11人）、6年生はさらにその50%（6人）と想定していたことから、受入体制等に影響はなく、円滑に移行することができました。

### (2) 放課後児童支援員等への影響

放課後児童支援員について、対象学年拡大に伴う業務負担や運営方法等に大きな変化はなく、支援員配置数についても影響を受けることなく運営することができました。

### (3) 利用者等からの意見

対象学年拡大に係る児童ホーム運営において、利用児童や保護者から、改善等の意見はなく、対象学年拡大の本格実施を望む声がありました。

### 3 改正の概要

放課後児童ホームに入室できる児童をこれまでの小学4年生までから、小学6年生までにするものです。

### 4 施行日

令和6年4月1日